

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

	ページ
◇ 規 則	
○ 北九州市未熟児養育医療の費用に関する規則の一部を改正する規則【子ども家庭局子育て支援部子育て支援課】	3
◇ 告 示	
○ 難病の患者に対する医療等に関する法律の規定による指定医療機関の指定【保健福祉局総務部難病相談支援センター】	7
◇ 公 告	
○ 地籍調査作業規程準則の規定による筆界案の作成【建設局総務用地部総務課】	8
○ 開発行為に関する工事の完了【建築都市局計画部開発指導課】	9
◇ 訂 正	
○ 第5047号の訂正【上下水道局総務経営部総務課】	10

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市未熟児養育医療の費用に関する規則の一部を改正する規則

未熟児養育医療に要する費用に係る本人等からの徴収額を、市町村民税の所得割の額を基準として算定することにしました。

この規則は、令和4年2月8日から施行することにしました。

北九州市未熟児養育医療の費用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年2月8日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第1号

北九州市未熟児養育医療の費用に関する規則の一部を改正する規則

北九州市未熟児養育医療の費用に関する規則（昭和39年北九州市規則第93号）の一部を次のように改正する。

本則に次の1条を加える。

（雑則）

第4条 この規則に定めるもののほか、第2条の費用の徴収について必要な事項は、別に子ども家庭局長が定める。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第2条関係）

未熟児養育医療費徴収基準額

世帯の階層区分		費用月額	加算月額
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている世帯	0円	0円
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,600円	260円
C	A階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割の額のみ在世帯	5,400円	540円
D1	A階層及びC階層を除	15,000円以下	790円

D 2	き当該年度の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	15,001円 から21,000円まで	10,800円	1,080円
D 3		21,001円 から51,000円まで	16,200円	1,620円
D 4		51,001円 から87,000円まで	22,400円	2,240円
D 5		87,001円 から171,300円まで	34,800円	3,480円
D 6		171,301円 から252,100円まで	49,400円	4,940円
D 7		252,101円 から342,100円まで	65,000円	6,500円
D 8		342,101円 から450,100円まで	82,400円	8,240円
D 9		450,101円 から579,000円まで	102,000円	10,200円
D 10		579,001円 から700,900円まで	123,400円	12,340円
D 11		700,901円 から849,000円まで	147,000円	14,700円
D 12		849,001円 から1,041,000円まで	172,500円	17,250円

D 1 3	1, 0 4 1, 0 0 1 円から 1, 2 2 2, 5 0 0 円まで	1 9 9, 9 0 0 円	1 9, 9 9 0 円
D 1 4	1, 2 2 2, 5 0 1 円から 1, 4 2 3, 5 0 0 円まで	2 2 9, 4 0 0 円	2 2, 9 4 0 円
D 1 5	1, 4 2 3, 5 0 1 円以上	全額	全額の 1 0 分 の 1 に相当す る額（その額 が 2 6, 3 0 0 円に満たな い場合は、2 6, 3 0 0 円 ）

別表の備考第 2 項を削り、同表の備考第 1 項中「市町村民税均等割」を「均等割の額」に、「均等割を」を「均等割の額を」に、「市町村民税所得割」を「所得割の額」に、「（この所得割を計算する場合には、同法第 3 1 4 条の 7 及び第 3 1 4 条の 8 並びに同法附則第 5 条第 3 項、第 5 条の 4 第 6 項及び第 5 条の 4 の 2 第 6 項の規定は、適用しないものとする。）」を「の額」に改め、同項を同表の備考第 2 項とし、同表の備考に第 1 項として次の 1 項を加える。

- 1 4 月 1 日から 6 月 3 0 日までの間におけるこの表の B の項、C の項及び D 1 の項から D 1 5 の項までの規定の適用については、これらの項中「当該年度分」とあるのは、「前年度分」とする。

別表の備考中第 7 項を第 8 項とし、第 6 項を第 7 項とし、第 5 項を第 6 項とし、同表の備考第 4 項中「前年分の所得税又は」及び「前々年分の所得税又は」を削り、同項を同表の備考第 5 項とし、同表の備考第 3 項中「とは、」の次に「その月におけるその」を、「医療保険各法」の次に「（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号）第 7 条第 1 項に規定する医療保険各法をいう。）」を加え、「もの」を「負担額」に、「負担額に」を「ものに」に改め、同項を同表の備考第 4 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

- 3 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによる。

- (1) 地方税法第 3 1 4 条の 7 及び第 3 1 4 条の 8 並びに附則第 5 条

第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は、適用しないものとする。

(2) 本人及び本人の属する世帯の構成員が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後に受ける医療の給付に係る費用から適用し、同日前に受けた医療の給付に係る費用については、なお従前の例による。

北九州市告示第 3 1 号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 2 6 年法律第 5 0 号）第 1 4 条第 1 項の規定により指定医療機関の指定をしたので、同法第 2 4 条第 1 号の規定により次のとおり告示する。

令和 4 年 2 月 8 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 歯科

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
とよた歯科医院	北九州市八幡西区木屋瀬東二丁目 2 番 1 5 号	令和 4 年 2 月 1 日

2 薬局

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
メープル薬局到津店	北九州市小倉北区上到津三丁目 3 番 9 号	令和 4 年 2 月 1 日
コスモス薬局岸の浦店	北九州市八幡西区岸の浦一丁目 1 2 番 3 0 号	令和 4 年 1 月 1 日

3 訪問看護ステーション

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
訪問看護ステーションえみゆ	北九州市小倉北区三郎丸一丁目 7 番 5 号 2 F	令和 4 年 2 月 1 日
訪問看護ナースケア 2 2 2	北九州市小倉北区三郎丸三丁目 5 番 1 - 6 0 6 号	令和 4 年 2 月 1 日
ことぶき訪問看護ステーション	北九州市小倉北区古船場町 7 番 8 - 2 0 9 号	令和 4 年 2 月 1 日

北九州市公告第 7 1 号

地籍調査作業規程準則（昭和 3 2 年総理府令第 7 1 号。以下「準則」という。）第 3 0 条第 2 項の規定により筆界案を作成したので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

令和 4 年 2 月 8 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 筆界案を作成した土地の所在及び地番
北九州市小倉南区葛原本町三丁目 5 3 5 番 1
- 2 筆界案を確認することができる場所
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北九州市建設局総務用地部総務課（地籍係）
- 3 筆界案を確認することができる者
筆界案を作成した土地の所有者その他の利害関係人及びこれらの者の代理人のうちで所在が明らかでない者
- 4 筆界案の作成者
北九州市
- 5 意見の申出

令和 4 年 2 月 8 日から同月 2 8 日まで（日曜日、土曜日及び国民の休日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。）の毎日午前 9 時から午後 5 時までの間、市長に対して意見を申し出ることができる。

なお、この期間内に当該筆界案を確認することができる者から意見の申出がないときは、準則第 3 0 条第 3 項の規定により筆界の調査を行う。

北九州市公告第72号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

令和4年2月8日

北九州市長 北 橋 健 治

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市八幡西区市瀬一丁目915番2、915番11から915番20まで及び918番11	北九州市八幡西区本城東一丁目11番27号 有限会社ファイン 代表取締役 市丸 浩

正誤表

年	号	頁	訂正箇所	正	誤
令和4年	第5047号	30	5 入札書の受付期間の項中の(2)	令和4年2月28日 午前9時から午後4時30分まで	令和4年1月28日 午前9時から午後4時30分まで